

背景

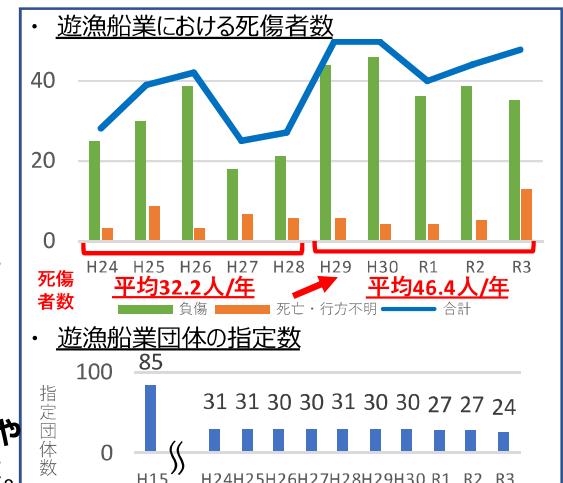
「海業」の積極的な展開に向けて、代表的な「海業」であり、一般の釣り客を乗船させ、漁場に案内する遊漁船業について、利用者に安心して釣りを楽しんでいただく観点から、

- ① 近年、遊漁船における死傷事故が増加傾向にあることや、令和4年4月に知床沖で発生した遊覧船の重大事故もあり、利用者の安全確保に対する要請が高まっていること
- ② 遊漁船業における漁場の適正利用の重要性が増していることといった課題に対応し、以下の措置を講ずる必要。



1. 遊漁船業における安全性の向上

- 遊漁船業の安全性の向上等を図るために、遊漁船業者について、登録・更新を厳格化するとともに、安全管理体制の強化を図る必要。
- 遊漁船の利用者が安全性の観点から事業者の選択ができるよう、安全に関する情報発信を強化する必要。



2. 地域の水産業と遊漁船業の調和

- 地域毎に異なる海況や魚種等を踏まえた上で、利用者の安全確保や水産業との調和を図る取組を効果的に推進する体制の構築が必要。

法律の概要

遊漁船業の安全性向上に向けた措置

1. 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化

- 遊漁船業法の遵守状況が不良な者について、更新時の登録の有効期間（現行：一律5年）を短縮。
(第3条関係)
- 不適格者の安易な再参入・処分逃れを阻止するため、遊漁船業の登録・更新要件を厳格化。
 - ① 登録の欠格期間の延長（現行：2年→改正後：5年）
 - ② 船員法（乗組員に対する安全関係の教育訓練義務等）に違反した者等の参入を制限（5年）
 - ③ 処分逃れを目的として廃業した者、関連法人が登録取消処分を受けた者等の参入を制限（5年）
(第6条関係)

2. 遊漁船業者の安全管理体制の強化

- 遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務の実施方法を定めた業務規程を登録の申請書に添付しなければならないものとし、業務規程のうち利用者の安全等に関する事項が一定の基準に適合しない場合、登録不可。
(第4条及び第6条関係)
- 遊漁船業務主任者（※）について、遊漁船に乗り組んで業務を行うこと及び利用者が瀕渡しにより遊漁船外で釣りを行う場合も含めて利用者の安全管理を行うこと等を明確化。
(第12条関係)

※遊漁船の利用者の安全管理、漁場の選定、適正な水産動植物の採捕のための利用者への必要な指導・助言等を行う者

3. 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置

- 遊漁船業者が重大な事故を引き起こした場合、事故の種類、原因等の都道府県知事への報告を義務化。
(第19条関係)
- 都道府県、遊漁船業者それぞれに対し、遊漁船の利用者の安全や利益に関する情報の公表を義務化。
都道府県：行政処分、事故の届出に関する事項等の利用者の安全等に関する情報を公表
遊漁船業者：利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置等の情報を公表
(第22条及び第23条関係)

4. 罰則の強化

- 利用者の安全に係る業務改善命令に従わない遊漁船業者に対する懲役刑の導入、法人重科を創設。
(第34条及び第37条関係)

地域の水産業との調和に向けた自主的な取組を促進する措置

5. 遊漁船業に関する協議会制度の創設

- 地域や海域の状況に応じた利用者の安全の確保、漁場の安定的な利用関係の確保の取組を促進するため、都道府県知事が、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合等を構成員とする協議会を組織できる制度を創設。
(第28条関係)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

遊漁船業に関する制度改正の概要①

1. 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化等

- 遊漁船業の安全性向上に向けて、遊漁船業者の法令遵守を強化し、安全が担保されない事業者の参入や登録の更新を阻止する必要。

(1) 登録の有効期間の短縮

遊漁船業法の遵守状況が不良な者の登録有効期間（一律5年）を短縮。

(2) 遊漁船業の登録・更新要件の厳格化

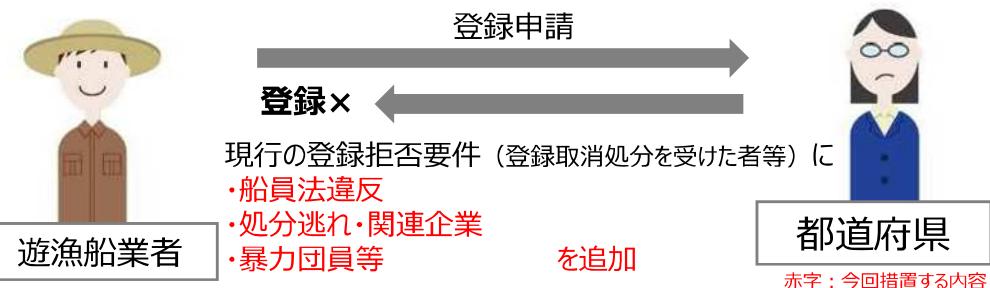
① 登録の欠格期間の延長。（現行：2年→改正後：5年）

② 以下の者の登録を拒否。

- 船員法（乗組員に対する安全関係の教育訓練義務等）に違反した者（5年）
- 処分逃れの廃業をした者、関連法人が登録取消処分を受けた者等（5年）
- 暴力団員等又は暴力団員であった者（5年）

(3) 罰則の強化

利用者の安全に係る業務改善命令に従わない場合の懲役刑の導入、法人重科（1億円以下の罰金）の創設



2. 遊漁船業者の安全管理体制の強化

- 業務の実施方法や体制をチェックすることで、安全管理体制が講じられない事業者の参入を阻止する必要。
- 遊漁船業務主任者が担う安全確保等の業務を制度上明確にする必要。

(1) 業務規程の登録の申請書類への追加等

業務の実施方法を定めた業務規程について、①～③の措置を実施。

- 利用者の安全管理及び従業者に対する教育の実施に関する事項の記載を明確化
- 登録・更新の申請書類に追加
- 記載内容のうち利用者の安全等に関する事項が一定の基準に適合しない場合、登録を拒否。

(2) 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等

遊漁船業務主任者について、以下の事項を明確化。

- 遊漁船に乗り組んで業務を行うこと
- 利用者が瀨渡し等により遊漁船外で釣りを行う場合も含めて利用者の安全管理を行うこと

遊漁船業に関する制度改正の概要②

3. 利用者の安全等に関する情報の公表等

- 重大事故の情報を都道府県が適切に把握し、再発防止に向けた指導を行うことが必要。
- 利用者が安全性の観点から事業者を選択できるよう、安全に関する情報発信を強化する必要。

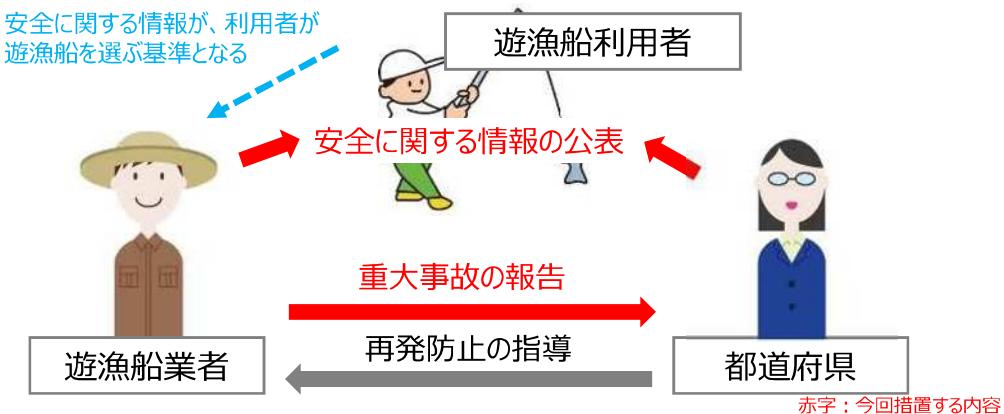
(1) 以下の措置を義務化

- 遊漁船業者が重大な事故※を引き起こした場合の都道府県知事への報告
- 遊漁船の利用者の安全や利益に関する情報の公表

※ 利用者の生命身体について損害が生じた事故、遊漁船の衝突や乗揚げ等を想定。

(2) 報告又は公表する内容

- 事故の報告：事故の種類・原因等
- 利用者の安全や利益に関する情報の公表：
 - 都道府県：行政処分を発出したときや事故の届出に係る情報
遊漁船の利用者の安全等に関する情報
 - 遊漁船業者：利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置等
(例：利用者に対する損害賠償保険の加入状況等)



4. 遊漁船業に関する協議会制度の創設

- 地域の水産業と調和のとれた遊漁船業の振興のため、地域や海域の状況に応じた利用者の安全の確保、漁場の安定的な利用関係の確保を図るために仕組みが必要。

(1) 構成員

以下の構成員のほか、必要に応じて市町村や有識者等が参画。

- 都道府県知事
- 遊漁船業者／遊漁船業団体
- 漁業協同組合等

(2) 協議事項

協議会では、以下の項目等を協議することを想定。

- 安全の確保に関する漁業者との協力体制の構築
 - 気象・海象情報の共有
 - 海難発生時の共同での救護体制の構築 等
- 漁場の安定利用のための操業ルール等の調整

